

2017. 5. 22

国連プライバシー権に関する特別報告者ジョセフ・カナタチ氏による 日本政府に対する質問状について（解説Ver. 2）

海渡 雄一（共謀罪NO！実行委員会）

1 書簡の送付

国連プライバシー権に関する特別報告者であるジョセフ・カナタチ氏（資料3が、カナタチ氏を特別報告者に選任した際の2015年3月24日付総会決議である）が、5月18日、共謀罪（テロ等準備罪）に関する法案はプライバシー権と表現の自由を制約するおそれがあるとして深刻な懸念を表明する書簡を安倍首相宛てに送付し、国連のウェブページで公表しました。

書簡の全文は次のところで閲覧できます。

http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Privacy/OL_JPN.pdf

2 特別報告者制度とは？（資料1-1, 2）

特別報告者は人権侵害を調査し、「特別手続き」に従って個々のケースや緊急事態に介入するための独立の人権専門家です。特別報告者は、個人の資格で務め、任期は最高6年ですが、報酬は受けません。2017年3月現在、43人のテーマ別、14人の国別の特別手続きの専門家がいます（国連人権理事会のHPより¹）。この特別報告者による調査と報告、それに基づく勧告は、人権条約機関の活動と並んで、各国の人権政策の向上に資することを目的としています。日本政府は、いつでもこのような調査を受け入れること（standing invitation）を人権理事会の場で約束しています。

特定秘密保護法の国会審議中に、プレイ国連事務総長とともに、国連人権理事会に対する表現の自由に関する特別報告者であったフランク・ラリュ氏が市民の知る権利の観点から懸念を表明したことがあります。原発事故後の健康問題についてアナンダ・グローバー特別報告者が報告したレポート、2016年春に来日し、日本のメディアの独立性と表現の自由に関して調査し、予備的な報告を公表したデビッド・ケイ氏などが有名です。

3 法案は、刑罰法規の明確性の原則を満たしていない

この書簡では、法案の「計画」や「準備行為」、「組織的犯罪集団」の文言があいまいで、恣意的な適用のおそれがあること、対象となる277の犯罪が広範で、テロリズムや組織犯罪と無関係の犯罪を多く含んでいることを指摘し、

¹ <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/Welcomepage.aspx>

いかなる行為が処罰の対象となるかが不明確であり刑罰法規の明確性の原則に照らして問題があるとしています。

4 法案にはプライバシーを守るシステムが備わっていない

さらに、共謀罪の制定が監視を強めることになることを指摘し、日本の法制度において、プライバシーを守るための法的な仕組み、監視捜査に対する令状主義の強化や、ナショナル・セキュリティのために行われる監視活動を事前に許可するための独立した機関の設置など想定されていないことを指摘しています。また、我が国の裁判所が、警察の捜査に対する監督として十分機能していないとの事実認識を示している。

5 国連から専門家の派遣が提案されている

まさに、この法案の内容そのものが国際人権規約自由権規約に規定された表現の自由とプライバシー権を侵害しているのではないかと指摘されたのです。

そのうえで、政府に対して、法案とその審議に関する情報の提供を求め、さらに要望があれば、国連から法案の改善のために専門家を派遣する用意があることまで表明しています。

日本政府は、この書簡に答えなければなりません。

また、日本政府は、これまで共謀罪法案を制定する根拠として国連越境組織犯罪防止条約の批准のためとしてきました。同じ国連の人権理事会が選任した専門家から、人権高等弁務官事務所を介して、国会審議中の法案について、疑問が提起され、見直しの作業が促されたことは極めて重要であり、法案の成立を図る根拠が崩壊していることを示しています。

6 菅官房長官の反応とカナタチ氏のこれに対する意見

5月22日、菅官房長官は、この書簡に関して「不適切なものであり、強く抗議を行っている」と記者会見で述べました。菅官房長官は「特別報告者という立場は独立した個人の資格で人権状況の調査報告を行う立場であり、国連の立場を反映するものではない」「プライバシーの権利や表現の自由などを不当に制約する恣意的運用がなされるということはまったく当たらない」との見方を示したとされます（資料4 ロイター通信報道）。しかし、菅官房長官の意見は、国連の手続きの意味を理解しない、極めて失礼なものであると言わざるを得ません。

このような菅官房長官の反応に対して、カナタチ氏はレターを送付し、見解を明らかにしました（資料5 資料5翻訳）。

その内容は、「私の書簡は、特に日本政府が、十分な期間の公的な議論を経

ずに、提案された諸施策について必要とされる十分な考慮も無いままに、法案を早急に成立させることを愚かにも決定したという状況においては、完全に適切なものです。」「私が、日本政府から受け取った『強い抗議』は、ただ怒りの言葉が並べられているだけで、全く中身のあるものではありませんでした。」

「この抗議は、プライバシー権に関する私が指摘した多くの懸念またはその他の法案の欠陥について、唯の一つも向き合ったものではありません。」

「私は日本及びその文化に対して深い愛着をもっています。更に、私は日本におけるプライバシー権の性質および歴史についてこれまで調査してきており、30年以上にわたるプライバシー権とデータ保護に関する法律の発展を追跡してきたものです。私は、日本が高い人権基準を確立し、この地域における他の国々及び国際社会全体にとって良い前例を示して頂けるものと期待しております。ですので、私が先の書簡を書かなければならなかったことは、私にとって大いなる悲しみであり、不本意なことでした。」

「現在の段階において、唯一つの望みは、日本政府が私の書簡で触れたプライバシーの権利に着目した保護と救済の制度に注意を払い、法案の中に導入することです。私が書簡にて述べましたとおり、私は日本政府が私の支援の申出を受け入れて下さるのであれば、日本政府が更に思慮深い地位へと到達できるように喜んでお手伝いをさせていただきます。今こそ日本政府は、立ち止まって内省を深め、より良い方法で物事を為すことができることに気付くべき時なのです。私が書簡にてアウトラインをお示しした全ての保護措置を導入するために、必要な時間をかけて、世界基準の民主主義国家としての道に歩を進めるべき時です。日本がこの道へと進む時、私は全力を尽くして支援することと致しましょう。」

7 政府は法案の衆院採決を自制すべきである

日本政府は、23日にも衆議院で法案を採決する予定と伝えられますが、まず国連からの質問に答え、協議を開始し、そのため衆議院における法案の採決を棚上げにするべきです。このような質問を無視し、内容のある答えをすることなく、採決を強行するような対応は、日本が民主主義国家ではないと世界に公言するようなものです。いまこそ、私たち日本の人権NGOは、日本政府に対して、国連との対話を通じて、法案の策定作業を一からやり直すべきであることを強く訴えたいと思います。

